

## はじめに

地方自治体と国の役割が問われた2000年4月の地方分権一括法の施行から早7年が経過し、地方自治の本旨に立ち返った市民主体によるまちづくりが進められようとしています。

自治体のまちづくりの憲法とも位置付けられる「自治基本条例」の策定・検討も県内各地で進められており、自治体は、新たなまちづくりを模索し、歩みを始めています。このような分権型社会における新たな命題は「自立(律)」と「協働」に基づき住民主体によるまちづくりを進めることであり、どのように住民と行政がともに地域づくりを進めていくかが重要な要因となります。

既に県内ではいくつかの地域で従来の自治会や町内会といった地縁組織に加えて住民主体による「まちづくり協議会」や「防犯ボランティア」など新しいタイプの地域コミュニティも誕生し、活動を行っています。また、とくにNPO(特定非営利活動: nonprofit organization)団体については、多文化共生、環境、介護分野等で活発な活動を進めており、住民自治の基盤を支える組織として質の高い公共サービスを提供しています。このことから従来の「公共=行政」の枠を超え、新しい公共を生み出すことにより、地域社会の自治能力を高める結果ともなっています。

このようなことから住民自治、分権型自治の推進にあたり、行政と地域コミュニティやNPO団体などの住民活動と「対等、円滑な関係をいかに構築するか」、「行政がこれら活動の支援を行う意味はどこにあるのか」、さらには「理想とする住民参画による新しい自治体像」を探求するため『住民参加型行政の課題』をメインテーマに掲げ、行政職員、地方議会議員、市民活動家等を対象とする自治研究とセミナーを開設し、地域社会における住民参加型行政に関する現状と課題、今後の展望について研究しました。

具体的内容については、年間全5回の構成にて各回に専門講師を招き、最初に現状を正しく理解することが起点ともなることから導入の1・2回については、講義形式にて実施し、必要とされる情報・知識を習得・共有した上で、3・4回については実践型セミナー(WS等)を実施することで参加者同士の情報交換、課題の共有等を行い、また多様な主体が参画するプログラムを円滑に進行・運営するために必要な手法(ファシリテーションスキル・ディスカッションマップ等)を体験することで各自の今後の活動の幅を広げ、さらには具体の業務に繋げていけることを目的とし構成を行いました。

さらにセミナーの締めくくりとして自治講演会(基調講演・シンポジウム)を開催しました。

最後になりましたが、セミナーの実施、運営にあたりまして、座長三重大学人文学部教授 児玉克哉氏をはじめ講師としてご指導、ご協力をいただきました先生方には、的確かつ丁寧なご指導をいただきました。心より厚くお礼申し上げます。

また、当セミナーの実施に際し三重大学公開講座委員会をはじめ三重県、地域開発研究機構、(財)地方自治総合研究所のご後援、ご協力を賜りましたことに対しまして重ねてお礼を申し上げます。

2007年3月

三重県地方自治研究センター  
(財)三重地方自治労働文化センター